

【参考資料】

議案第 4 4 号 指定管理者の指定について

こども部こども未来課

- 1 内 容 朝霞市本町放課後児童クラブ、朝霞市栄町放課後児童クラブ、朝霞市泉水放課後児童クラブについて、指定管理期間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで）が満了することから、指定管理者候補者を選定し、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、本議案を提出するものです。
- 2 指定管理者候補者 大阪府大阪市浪速区難波中 1 丁目 1 2 番 5 号
株式会社クオリス
代表取締役 雨田 武史
- 3 指定期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで
- 4 指定方法 公募

担当

こども部こども未来課こども育成係
電話 4 6 3 - 6 7 2 0